

# 「楽楽キャブ」運行支援事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、一区内に点在する4か所の集会所(宮島口集会所(仮称)、福面集会所、柿の浦集会所、青葉台集会所)(以下「集会所」という。)に参加者する者を対象とした移動支援を廿日市市大野第一区(以下「大野第一区」という。)と協力して実施し、家に閉じこもりがちな高齢者が外出することにより、住み慣れた地域で暮らし続けることができ、社会参加を促進することを目的とする。

## (事業の名称及び事務所)

第2条 事業の名称を、大野第一区交通弱者・在宅福祉支援事業「楽楽キャブ」とする。また、事務所の設置場所については、事務局長宅とする。

## (事業の実施)

第3条 この事業については、大野第一区が主体的に行うものとする。ただし、事業の効率化を図るため、地域の代表者からなる「楽楽キャブ」運行会議を設置し、この事業の円滑な運行を促進する。また、この事業の賛同者による後援会を設置することができる。

- 2 対象の地域は、大野第一区区域内とする。
- 3 事業実施において使用する車両は、会の車両を使用する。

## (事業の内容)

第4条 大野第一区が指定したルートに従い運行する。

- 2 運行日は、原則平日とするが、休日等イベントの開催等必要に応じて対応する。
- 3 利用者は、大野第一区が定めた「事前確認兼同意書」を当該区長に提出するものとする。
- 4 区長は、利用者として適正であると判断した者に対してカードを交付する。
- 5 利用者はカードを携帯し、運転手の求めに応じて、提示するものとする。

## (対象者)

第5条 この事業の対象者は、大野第一区に加入し、概ね65歳以上の高齢者及び後援会員とする。

## (利用料)

第6条 原則、利用者の料金は無料とする。ただし、事業の健全な維持を図るため、受益者負担の原則により、一部負担金を求める場合がある。その場合は、運行会議の発議で、総会の過半数をもって、決するものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、会長が定める。

## 附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。